

ID: 1901

担当部署: 会計課

処分の概要	指定納付受託者の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第231条の2の7第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 (指定納付受託者の指定の取消し) 第231条の2の7 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第231条の2の3第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第231条の2の3第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。 (2) 第231条の2の5第2項又は前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1950

担当部署: 会計課

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第243条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 (指定公金事務取扱者の指定の取消し) 第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。 (2) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (3) 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日